

教育勅語について一考

中垣芳隆

今年上半期の教育の話題は、森友学園と加計学園に占拠されたきらいがあり、我が国の教育の課題認識とその解決の議論はいずこにと疑念を抱かざるを得ない状況にある。さりながら、こうした話題についての国会論議の中でスルーできないものが教育勅語に関する議論である。

今回、教育勅語が注目されたのは、学校法人「森友学園」（大阪市）が運営する幼稚園で、園児に暗唱させていたことが問題視されたからだ。勅語が説く夫婦愛などの徳目が現代社会でも通じる、と擁護する閣僚の発言も波紋を呼んだ。

教育勅語は、明治天皇が 1890 年に国民に発した教育に関する基本的な考え方だ。親孝行や夫婦間、兄弟間、友人間の協力など、家庭や社会での一般的な道徳や守るべき価値観を指し示しているが、大前提として国民は君主、つまり天皇に支配される「わが臣民」とされている。さらに旧文部省の通釈によると「万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気をふるい一身を捧（ささ）げて皇室国家の為（ため）につくせ」などと書かれている、と仄聞するところである。

このため、戦後、衆参両院が「主権在君ならびに神話的国家観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない、かつ国際信義に対して疑点を残すものとなる」などとして排除、失効の確認を決議した。

こうした歴史も踏まえ、国会において、「教育勅語本文を学校教育で使用することを禁止すべきだ」という民進党衆院議員の質問主意書に対して、安倍内閣は「憲法や教育基本法等に反しないような形」という条件付きながら「教材として用いることまで否定されることではない」との答弁書を閣議決定した。なるほど、現に中学、高校の歴史、公民などの教科書には勅語の全文、または一部が掲載されている。

しかしながら、文部科学相が、「道徳を教えるために教育勅語のこの部分を使ってはいけないと私が申し上げるべきではない」との認識を示したとのことには違和感を覚える。勅語は部分ではなく全体の効力を失ったと解すべきであり、道徳の教典として復活させるべきではないと思われる。

むしろ、勅語が示す家族国家観が戦時の総動員体制とどのように融合したのかなどを、生徒の発達段階や興味、関心に応じ、近現代の史料として勅語の果たした役割を能動的に学ぶことは、新しい学習指導要領の趣旨にも合致するかもしれない。

(中垣芳隆 教授/教員養成センター)